

## 誓約書についての注意事項

別記様式第3号の2の誓約書は、遊漁船業務主任者が次の事項に該当しないことを誓約するものです。

次の事項に該当する場合は、遊漁船業務主任者として登録できません。

誓約に反する事実が判明した場合には、不正手段による登録となる可能性がありますので、ご注意ください。(3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科)

- ① 業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から5年を経過しない者
- ② 遊適法に違反したこと、不正手段により遊漁船業者登録を受けたことなどにより登録を取り消され、その処分のあった日から5年を経過しない者
- ③ 過去、遊漁船業者の登録を取り消された法人で、登録取消の日からさかのぼって30日以内にその法人の役員であった者が、登録取消の後5年を経過せずに申請した場合
- ④ 登録取消処分から逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過せずに申請した場合
- ④ 遊漁船業の停止を命じられ、その停止期間を経過せずに申請した場合
- ⑤ 禁錮以上の刑の執行を終え又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過せずに申請した場合
- ⑥ 遊適法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法、もしくはこれらの法律に基づく命令、又は船員法の一部の規定に違反して罰金刑の執行を終え又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過せずに申請した場合
- ⑦ 暴力団員又は暴力団員で亡くなってから5年を経過せずに申請した場合

⑦ 未成年者であって、その法定代理人が上記いずれかに該当する場合

根拠法令：遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14第2項（遊漁船業務主任者の選任の基準）